

平成31年2月12日

第90回 神戸市個人情報保護審議会

就学援助システムの再構築等について

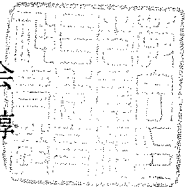
(教育委員会事務局)

神教委経第2992号

平成31年2月8日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳



## 諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

### 記

遠距離通学費援助事務の見直しに伴う  
学齢簿情報の利用について（支給時期の変更）  
（条例第9条「利用および提供の制限」に関して）

担当 教育委員会事務局総務部学校経営支援課

**遠距離通学費援助事務の見直しに伴う  
学齢簿情報の利用について（支給時期の変更）**  
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

以下において、「児童生徒」とは学齢児童及び学齢生徒に加え、学校教育法施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」のうち、神戸市立小学校または義務教育学校前期課程に入学を来年度予定しているものを指す。

**【学齢簿情報】**（就学システムより取得（学校経営支援課所管の学籍情報））

- ・住記個人番号
- ・児童生徒氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・児童生徒通称名（漢字・カナ）
- ・保護者氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・保護者通称名（漢字・カナ）
- ・現在籍校コード（就学予定校）
- ・前在籍校コード
- ・学年
- ・おくれ年（本来の学年と現在の学年との差）
- ・入学卒業年月日
- ・転退学年月日
- ・就学状況（就学免除、就学猶予、不就学等）
- ・就学異動事由
- ・指定校コード

神保生保第2796号

平成31年2月12日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



## 諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について、  
貴会の意見を求めます。

### 記

特別支援教育就学援助事務の見直しに伴う生活保護受給情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当 保健福祉局生活福祉部保護課

## 特別支援教育就学援助事務の見直しに伴う生活保護受給情報の利用について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

### 【生活保護受給情報】

#### 生活扶助（教育扶助）対象児童の情報

- ・ 住記個人番号
- ・ 生活保護世帯番号
- ・ 生活保護員番号
- ・ 第一氏名（カナ）
- ・ 第二氏名（カナ）
- ・ 生年月日
- ・ 在籍校名
- ・ 住所
- ・ 施行年月日
- ・ 受給開始年月日
- ・ 受給廃止年月日
- ・ 受給停止回数
- ・ 最新受給停止年月日
- ・ 異動区分

#### 生活扶助（教育扶助）受給者（世帯主）の情報

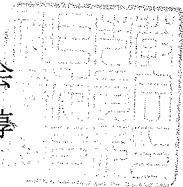
- ・ 住記個人番号
- ・ 生活保護員番号
- ・ 第一氏名（カナ）
- ・ 第二氏名（カナ）
- ・ 生年月日
- ・ 受給開始年月日
- ・ 受給廃止年月日

神教委経第2992号-2

平成31年2月8日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳



## 諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

### 記

就学援助システムの再構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当 教育委員会事務局総務部学校経営支援課

## 就学援助システムの再構築について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎…条例第 11 条第 2 項に該当するもの

### (1) 神戸市就学援助制度・特別支援教育就学援助制度・神戸市遠距離通学費援助制度 共通

【学齢簿情報】(就学システムより連携(学校経営支援課所管の学籍情報))

以下において、「児童生徒」とは学齢児童及び学齢生徒に加え、学校教育法施行令第 5 条第 1 項に規定する「就学予定者」のうち、神戸市立小学校または義務教育学校前期課程に入学を予定しているものを指す。

- ・住記個人番号
- ・児童生徒氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・児童生徒通称名(漢字・カナ)
- ・保護者氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・保護者通称名(漢字・カナ)
- ・現在籍校コード(就学予定校)
- ・前在籍校コード
- ・学年
- ・おくれ年
- ・入学卒業年月日
- ・転退学年月日
- ・就学状況(就学免除、就学猶予、不就学等)
- ・就学異動事由
- ・指定校コード

【住民基本台帳情報】(住民記録システムより連携)

- ・住記個人番号
- ・世帯番号
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ)
- ・生年月日
- ・性別
- ・続柄
- ・郵便番号
- ・住所

- ・住民年月日、住民届出日
- ・世帯主（漢字・カナ）
- ・送付コード
- ・氏名カナフラグ
- ◎DVフラグ
- ◎DV申請年月日
- ◎DV決定年月日
- ◎DV終了年月日
- ・異動年月日
- ・異動事由
- ・増異動理由
- ・減異動理由
- ・住なく年月日1（神戸市から転出した日）
- ・住なく年月日2（神戸市から転出した日）

**【申請書記載事項】（事務局で入力）**

申請者（保護者）とその世帯構成員に関する情報

- ・氏名（カナ）
- ・生年月日
- ・電話番号
- ・郵便番号
- ・住所
- ・在籍校名（児童生徒のみ）
- ・学年（児童生徒のみ）
- ・組（児童生徒のみ）
- ・振込先口座情報（銀行コード、銀行名、支店コード、支店名、口座名義、口座番号）

**【審査結果情報】**

- ・審査結果（認定、不認定、保留等）
- ・審査処理年月日

認定に関する情報

- ・認定理由
- ・認定年月日
- ・認定取消理由
- ・認定取消年月日



- ・異動理由
- ・異動年月日
- ・終了理由
- ・終了年月日

不認定に関する情報

- ・不認定理由

保留等に関する情報

- ・保留理由
- ・必要書類情報

**【支給履歴情報】**

- ・振込年月日
- ・戻入金額
- ・戻入理由
- ・振込不能金額
- ・振込不能理由
- ・再振込年月日

**(2) 神戸市就学援助制度・特別支援教育就学援助制度 共通**

**【申請書記載事項】**（事務局で入力）

- ・課税台帳閲覧に対する同意の有無

**【生活保護受給情報】**（生活保護システムより連携）

生活扶助（教育扶助）対象児童の情報

- ・住記個人番号
- ・生活保護世帯番号
- ・生活保護員番号
- ・第一氏名（カナ）
- ・第二氏名（カナ）
- ・生年月日
- ・在籍校名
- ・住所
- ・施行年月日
- ・受給開始年月日
- ・受給廃止年月日

- ・受給停止回数
- ・最新受給停止年月日
- ・異動区分

生活扶助（教育扶助）受給者（世帯主）の情報

- ・住記個人番号
- ・生活保護員番号
- ・第一氏名（カナ）
- ・第二氏名（カナ）
- ・生年月日
- ・受給開始年月日
- ・受給廃止年月日

【所得関連情報】（市民税システムより連携又は申請者提出の所得証明書を事務局で入力）

- ・世帯構成員の総合課税所得（総所得金額）
- ・世帯構成員の分離課税所得（退職所得、山林所得）
- ・世帯構成員の所得控除額（◎障害者控除（普通）、◎障害者控除（特別）、寡婦控除、特別寡婦控除、寡夫控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、老人配偶者控除、年少扶養控除、一般扶養控除、特定扶養控除、老人扶養控除、控除対象者か否かの情報）

【支給履歴情報】

- ・費目別支給額（学用品費・通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、体操服費、水泳着費、泊を伴う校外活動費、修学旅行費、通学費、自転車通学費、体育実技用具費、学校給食費）※児童生徒ごとに管理
- ・学校長口座振込の有無（就学援助費を学校長が代理受領する場合に「有り」）

【個別支給費目情報】（事務局で入力）

給食に関する情報

- ・学校給食実施回数

修学旅行・泊を伴う校外活動情報

- ・参加情報（参加の場合）
- ・行事实施年月日

（3）神戸市就学援助制度関係

【児童扶養手当受給情報】（福祉情報システムより連携）

#### 児童に関する情報

- ・ 住記個人番号
- ・ 住記世帯番号
- ・ 福祉個人番号
- ・ 氏名（カナ）
- ・ 通称名（カナ）
- ・ 生年月日
- ・ 住所（居所）
- ・ 対象開始年月（児童扶養手当の支給対象となった月）
- ・ 対象終了年月（児童扶養手当の支給対象ではなくなった月）

#### 受給者（保護者）に関する情報

- ・ 住記個人番号
- ・ 住記世帯番号
- ・ 福祉個人番号
- ・ 氏名（カナ）
- ・ 通称名（カナ）
- ・ 生年月日
- ・ 住所（居所）
- ・ 支給期間
- ・ 手当ランク
- ・ 送付事由
- ・ 現況送付の有無
- ・ 現況届受理年月日（前年度）
- ・ 現況届受理年月日（当年度）
- ・ 支給停止年月
- ・ 資格喪失事由

#### 【個別支給費目情報】（事務局で入力）

#### 給食に関する情報

- ・ 特殊給食実施回数
- ・ 特殊給食理由

#### 通学に関する情報

- ・ 利用公共交通機関（駅、バス停等を含む）
- ・ 通学距離

- ・利用開始年月日
- ・利用終了年月日
- ・異動年月日
- ・異動理由（交通機関変更、料金改定等）
- ・自転車通学の申請有無

修学旅行・泊を伴う校外活動情報

- ・参加情報（不参加、給付済）

#### （４）特別支援教育就学援助制度関係

【申請書記載事項】（事務局で入力）

- ・申請者情報（職業・生活保護対象の有無・就学援助申請の有無）
- ・家族情報（特支学級（学校）在籍者の有無・対象児童生徒の有無）
- ・通学情報（交通機関・区間・乗車券の種類または自家用車の片道キロ数・金額）

【審査結果情報】

- ・就学援助認定の有無
- ・受給者区分
- ・申請受付年月日
- ・調整額

#### （５）神戸市遠距離通学費援助制度関係

【申請書記載事項】（事務局で入力）

- ・利用公共交通機関（駅、バス停等を含む）
- ・利用開始年月日
- ・利用終了年月日
- ・異動年月日
- ・異動理由（交通機関変更、料金改定等）
- ・定期券購入情報

## 就学援助システムの再構築等について

### 1. 趣旨

#### (1) 神戸市遠距離通学費援助事務の見直しについて（支給時期の変更）

遠距離通学費援助制度において、新小学1年生に関しては小学校入学後に申請を受け付け、支給を入学年度の2月としていたが、平成31年度より入学前に申請を受け付け、年度開始前の3月に援助費の支給を行う。

#### (2) 特別支援教育就学援助事務の見直しについて

特別支援教育就学援助においては、申請受付、認定判断（所得調査）、援助費支払いの各業務を、学齢簿情報、住民基本台帳情報、所得関連情報を利用して就学援助システムにより処理しているが、この度、特別支援教育就学援助事務の見直しに伴い、新たに生活保護受給情報を利用する。

#### (3) 市仮想化基盤上における就学援助システムの再構築及び共通基盤を経由した他システムとの連携について

就学援助の申請の受付や審査、援助費の支給にあたっては、教育委員会事務局に設置した専用サーバによる就学援助システム（平成24年3月16日 第53回個人情報保護審議会にて承認済み）を用いて事務を行ってきた。この度、就学援助システムの新たな構築に合わせ、サーバを仮想化基盤上に移行する。

### 2. 概要

#### (1) 神戸市遠距離通学費援助事務の見直しについて（支給時期の変更）

当該制度による援助費は、平成29年度まで通学費の原則1/2の金額であり、対象年度の2月に支給を行っていた。平成30年度からは、保護者負担の軽減を図るため、援助費を通学費の全額とし、在校生への支給時期を対象年度開始前の3月に変更したところである。

さらに、平成31年度入学予定の新小学1年生に対しても、新たに小学校入学予定者の学齢簿情報を利用することにより、同様に入学前の3月に援助費の支給時期を変更し、制度の一層の充実を図る。

#### 【支給手続きの流れ】

- ① 小学校入学前の入学説明会で保護者より通学費援助申請書等を提出する。
- ② 申請書に記載された情報、学齢簿情報及び住民基本台帳を基に受給要件を審査する。
- ③ 審査結果を郵送で通知し（3月上旬頃）、援助費を支給する。

#### (2) 特別支援教育就学援助事務の見直しについて

生活保護受給世帯における、障害のある児童生徒の就学の援助に関しては、原則として生活保護の教育扶助が特別支援教育就学援助に優先して適用され、教育扶助の対象外

である「自家用車での通学費」及び「職場実習交通費」が発生する場合に限り、当該費用を特別支援教育就学援助により支援していた。しかし、

- ① 生活保護受給の有無については申請者の自己申告及び特別支援教育課からの個別確認に依っていたこと、
  - ② 平成30年度より、特別支援教育就学援助独自の費目として、「自家用車での通学費」、「職場実習交通費」に加えて、「交流学习交通費」が追加されたことに伴い、障害のある児童生徒を世帯員に含む生活保護受給世帯からの特別支援教育就学援助の申請が大幅に増えたこと、
- から、特別支援教育就学援助事務の正確性を期すために、保健福祉局生活福祉部保護課が保有する生活保護受給情報を利用する。

### (3) 市仮想化基盤上における就学援助システムの再構築及び共通基盤を経由した他システムとの連携について

現行の就学援助システムは、管理運用事業者が2020年3月でサポートを終了することとなり、新たなシステムの調達が必要となった。加えて、学校現場における多忙化対策の一環として、就学援助事務の見直しを行い、教育委員会本庁での事務量の増加が見込まれることから、事務の効率化やセキュリティ面の向上を図るべく、市仮想化基盤上に新たな就学援助システムを再構築する。

新システムのサーバは市仮想化基盤上に設置され、基幹系ネットワークに所属することとなる。これに伴い、就学システム等、他のシステムからのデータの取得について、現行システムの電子記録媒体によるデータの受け渡し方法を、共通基盤システムを介した連携に変更する（住民記録システム（住民基本台帳情報）、就学システム（学齢簿情報）、市民税システム（所得関連情報）との連携は2019年4月から、福祉情報システム（児童扶養手当受給情報）、生活保護システム（生活保護受給情報）との連携は2020年4月からを予定している）。

## 3. 効果

### (1) 神戸市遠距離通学費援助事務の見直しについて（支給時期の変更）

新小学1年生に対して遠距離通学費の援助を入学前の3月に行うことで、定期券の購入費用を長期間に渡って負担しなけりばならなかつた保護者の立て替えが発生しなくなり、保護者の負担軽減が見込まれる。

### (2) 特別支援教育就学援助事務の見直しについて

特別支援教育就学援助費の審査に当たり、生活保護受給情報を利用することにより、生活保護受給世帯の障害のある児童・生徒の援助にかかる「自家用車での通学費」や「職場実習交通費」、「交流学习交通費」の支給事務の更なる正確性の確保及び効率化に資することができる。

- (3) 市仮想化基盤上における就学援助システムの再構築及び共通基盤を経由した他システムとの連携について

システムを仮想化基盤上へ移行することで、物理的なサーバを必要としなくなり、サーバ維持管理コストの増嵩や設置スペースの確保の問題の解消を図ることができ、教育委員会事務局における事務の効率性が向上する。また、就学援助事務等の正確な遂行に必要な情報を共通基盤システムを介して連携することで、従前の電子記録媒体を使用したデータの受け渡しと比較して、データ紛失のリスクが低減し、セキュリティ面の向上が図られる。

#### 4. 実施計画

- (1) 神戸市遠距離通学費援助事務の見直しについて（支給時期の変更）

平成31年2月 申請受付

平成31年3月 審査・結果通知及び支給

- (2) 市仮想化基盤上における就学援助システムの再構築及び共通基盤を経由した他システムとの連携について（特別支援教育就学援助事務の見直しに伴う生活保護受給情報の利用を含む）

平成31年3月 システム移行テスト開始

平成31年4月 新システム運用開始

平成31年5月 データ連携開始

#### 5. 処理件数

通学費援助申請件数	約 1,000 件
特別支援教育就学援助申請件数	約 1,700 件
就学援助申請件数	約 20,000 件

#### 6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

本事務業務の所管課長（学校経営支援課長）は、個人情報に係るデータについて、電子計算機の操作管理、記録媒体・帳票の管理、及び外部委託に係る個人情報の保護を適正かつ厳格に行う。

- (1) システム上の保護

- ① 提供を受ける個人情報にかかるデータの運用は、就学援助システム専用の機器を使用し閉鎖されたネットワーク環境下で行う。
- ② 端末機の操作にあたっては、職員ごとに認証番号と暗証番号の設定及びICカードによる二要素認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ③ 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室を管理し施錠された保管施設に設置されている仮想化サーバで一括管理する。

- ④ 端末機とサーバは専用通信回線により接続し外部からの不正アクセス行為を防止する。
- ⑤ ウイルス対策ソフトウェアを導入し、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① サーバが置かれる市サーバ仮想化基盤は、入退室管理が厳重に行われるデータセンター内に設置されている。
- ② 暗証番号は定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ③ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッターなどにより記録の内容を復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッターや焼却・溶融処分等により確実に速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

【参考】

○就学援助システムについて

就学援助システムは、申請のあった児童生徒について学齢簿システムや住記システムなどと連携し、就学援助の要件を満たすか否かの審査や、支給に必要な手続きを行うシステムである。現行の就学援助システムは第53回個人情報保護審議会（平成24年3月16日）において承認いただき、平成24年4月から運用している。

○神戸市就学援助制度について

神戸市就学援助制度は、神戸市立の小中学校に就学する（就学予定である）児童生徒のうち、以下①から④のうちいずれかの要件を満たす家庭に対し、学用品費や給食費等の援助を行う制度である。

- ①生活保護を受けている
- ②児童扶養手当を受けている
- ③家族全員の前年の総所得が基準額（別表1）以下である
- ④上記に当てはまらないが、失業など特別な事情がある

別表1 <神戸市就学援助基準額>

基準額（家族全員の所得の合計額）	
2人世帯	176万1千円
3人世帯	223万4千円
4人世帯	266万4千円
5人世帯	304万8千円
6人世帯	361万7千円
7人世帯	412万3千円
8人世帯	1人増えるごとに 45万5千円を加える



○神戸市遠距離通学費援助制度について

神戸市遠距離通学費援助制度は、神戸市立の小中学校に在籍し、公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者のうち、以下①②の要件を満たす者に対して通学費の助成を行う制度である。

- ①住所地により定められた校区の小中学校に在籍していること。
- ②自宅から小中学校までの合理的な通学経路において、以下のいずれかを満たしていること。
  - A) 徒歩通学の距離が小学校で片道 2km、中学校で片道 3km 以上である。
  - B) 公共交通機関利用距離が小学校で片道 2km、中学校で片道 3km 以上である。  
(自宅及び学校から駅・バス停までの徒歩の距離は含まない。)

○特別支援教育就学援助制度について

特別支援教育就学援助は、国の補助制度に基づき、障害のある児童生徒の就学に係る保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて、必要な経費の一部金額を援助する制度である。

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、及び、通常の学級に在籍しており、特別支援学級入学相当の障害のある児童生徒の保護者のうち、別表 2 の所得基準額（目安）以下である者が対象者となり、援助内容は別表 3 のとおりである。

なお、別表 3 の援助内容のうち、通学費（自家用車による場合のみ）、職場実習交通費（※1）及び交流学习交通費（※2）は、生活保護受給世帯や神戸市就学援助認定者も対象となる。

（※1）職場実習交通費・・・教育委員会の承認を受けて行う職場実習（中学生が産業現場等の事業所で実習を行うこと）に参加する際に必要となる交通費

（※2）交流学习交通費・・・交流学习とは交流及び共同学習という教育課程のひとつで、特別支援学級の児童生徒が他の小・中学校の特別支援学級の児童生徒等とともに学校行事や学習等（文化発表会、スポーツフェスタ等）の集団活動に参加する際に必要となる交通費

別表 2 <所得金額一覧表>

家族の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
家族全員の所得の合計額	538万	693万	843万	940万

別表3 < 援助内容一覧表 >

	小 学 校						中学校			援 助 額 (年額)	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	小 学 校	中 学 校
学用品等購入費 (学用品費・ 通学用品費)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	実費の1/2 限度額 5,710 円	実費の1/2 限度額 11,160 円
体育実技用具費							○				柔道) 実費の1/2 限度額 3,755 円 剣道) 実費の1/2 限度額 25,970 円
入学準備費	●						●			実費の1/2 限度額 20,300 円	実費の1/2 限度額 23,700 円
校外活動費	●	●	●	●	●	●	●	●	●	785 円	1,135 円
泊を伴う 校外活動費				●	●	●	●	●	●	実費の1/2 限度額 1,810 円	実費の1/2 限度額 3,050 円
修学旅行費						●			●	実費の1/2 限度額 10,590 円	実費の1/2 限度額 28,335 円
通学費	●	●	●	●	●	●	●	●	●	実 費	実 費
職場実習交通費							●	●	●	実 費	実 費
交流学习交通費	●	●	●	●	●	●	●	●	●	実 費	実 費
水泳着費	●						●			1,340 円	1,340 円
体操服費	●						●			4,010 円	4,630 円
給食費	●	●	●	●	●	●	●	●	●	実費の1/2	実費の1/2